

事業事前評価表

国際協力機構 ケニア事務所

1. 案件名

国名： ソマリア連邦共和国（ソマリア）

案件名： 和名 若年層雇用に係る能力強化プロジェクト

英名 Youth Employment Project for Somalia (YEPS)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における若年層雇用に係る現状・課題及び本事業の位置づけ

1991年に内戦が勃発して以来ソマリアは長期間にわたり無政府状態が続いていたが、国際社会の後押しを受け2012年に連邦政府が誕生した。一部の地域は未だにテロ組織アル・シャバーブが実行支配しているものの、連邦政府は国際社会の支援を受けながら平和構築・国家建設を進め、2017年には大統領選挙が平和裏に行われ、新政権が誕生した。しかし、ソマリアは現在も内戦からの復興途上にあり、治安の改善やインフラ開発、更には社会サービスの提供等、国内の課題は山積している。

特に長引いた内戦により国家による保護が十分でなかった社会的弱者、中でも人口の約7割を占める若年層（30歳未満）への支援は喫緊の課題である。国際移住機関（IOM）は、若年層（14～30歳）の約14%が完全失業状態にあり、就業している若年層の約4割が不完全雇用で約半数の就業者は現在の収入では家族を養うことが困難としている。若年層が海賊や反政府武装集団等に生活の糧を求めないように雇用・起業の機会を提供していくことは、国家の経済成長のみならず、人間の安全保障の観点からもソマリア政府及び国際社会が推進すべき重要な課題である。上記背景の下、2014年にソマリア連邦政府大統領（当時）が来日、若年層の雇用創出に関する協力を日本政府及び国際協力機構（JICA）に要請した。

同要請に基づき、JICAは2015年～2017年にかけて「ソマリア国若年層雇用に係る情報収集・確認調査」を実施した。同調査の結果を踏まえて、ソマリア連邦政府は2017年3月に正式に同分野の技術協力を要請した。また、ソマリア政府は2017～2019年のNational Development Planにおいても、優先課題6として、特に若年層の雇用機会を増加させる（安定した雇用を500,000増加）ことを明記している。

(2) 若年層雇用セクターに係る我が国及びJICAの援助方針等と本事業の位置づけ

我が国は TICAD VI (2016) の優先分野として「繁栄の共有のための社会安定化促進」を掲げ、その中で「若者のエンパワーメントと育成は、人口ボーナスの達成、強制移住の発生と紛争の予防及び平和構築の促進において中心となる」と位置付けており、TICAD 7 (2019) の横浜宣言においても「3.2 TICAD 7 の優先分野を実施するための戦略として、民間セクターの開発、デジタル変革及び若者と女性の起業の重要性を強調する。」としている。また、対ソマリア連邦共和国別援助方針（2014年4月）は、同国の経済社会安定の前提となる「国内産業の活性化」を重点分野に掲げ、サービス業や漁業等の国内産業の活性化の端緒を支援することとしている。本事業は同重点分野の下に位置づけられることから、我が国の援助方針に合致している。また、本事業は、若年層の就業・起業を取り巻く環境改善を通じ、ソマリア全体の雇用環境の改善にも寄与するものであり、SDGs ゴール 8（持続的・包括的な経済成長）に貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

- 国連食糧農業機関（FAO）： Coastal Communities Against Piracy Project（CCAP：2016-2020）を通じて、ソマリア沿岸地域を対象に①造船、②漁法、③水産加工等の水産分野の支援を実施中。
- 世界銀行（WB）： The Somali Core Economic Institutions and Opportunities Program（SCORE：2016-2020）を通じて、①中央銀行の能力強化、②関連省庁の能力強化、③PPPの促進、④起業家支援からなる金融・民間セクターの強化に対する支援を実施中。
- 国連機関（UN）： UN Joint Program for Youth Employment Somalia（UN-YES：第1期2015-2018、第2期2019-）を通じて、複数の国連機関（FAO/国際労働機関（ILO）/国連開発計画（UNDP）/国連人間居住計画（UN-HABITAT）/国連工業開発機関（UNIDO））が合同で若年層の雇用創出に対する支援を実施中。
- 米国国際開発庁（USAID）： Growth, Enterprise, Employment and Livelihoods Program（GEEL：2015-2020）を通じて、経済発展、雇用促進、食糧生産向上、ビジネス・民間セクター開発に対する支援を実施中。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、ソマリアにおいて、パイロット産業における産業化政策／戦略計画の策定・トレーナー／メンターの育成及び起業家／中小零細企業の支援能力の強化を行うことにより、若年層の就業・起業を取り巻く環境改善を図り、もって若年層の就業・起業の機会の増加に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名： ソマリア全土（人口約1100万、内本

案件で若年層とする 15-39 歳人口は約 400 万) 及び研修等実施先である第三国 (ケニア、タンザニア、ウガンダ、エチオピア等を想定)

ソマリアの治安状況に係る安全管理上の理由により、JICA 関係者がソマリアを訪問できないため、遠隔での業務を基本とし、第三国での研修・ワークショップを組み合わせた活動を展開する。

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者: 1) 実施機関省庁の職員、2) 講師育成研修 (Training of Trainers、以下「ToT」という。)(水産・建築他パイロット産業) への参加者、3) 起業家 / 中小零細企業支援研修への参加者

最終受益者: 就業・雇用の機会に乏しい若年層

(4) 総事業費 (日本側): 約 6.1 億円

(5) 事業実施期間: 2018 年 2 月 ~ 2022 年 1 月を予定 (計 3 年 11 ヶ月)

(6) 事業実施体制: (主管省庁) 計画・投資・経済開発省、(関連省庁) 貿易・産業省、公共事業・復興省、労働・社会福祉省、水産・海洋資源省

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

- 専門家派遣: 約 70MM (内訳: ①総括 / 産業政策、②副総括 / モニタリング・評価・社会的弱者配慮、その他 / ③産業人材育成・援助協調、④水産、⑤建築、⑥起業振興、⑦研修計画・業務調整等) ※専門家に関しては、第三国への派遣による遠隔での事業実施を想定

- 資機材供与: 研修実施のために必要な機材

- 第三国・本邦研修: 水産・建築・起業研修他、起業家の活動現場の視察等

- ソマリア人アドバイザー派遣: 数名 (国際移住機関 (IOM) 経由でソマリア連邦政府の関係省庁に派遣)

2) ソマリア国側

- 関係省庁からのカウンターパート職員の配置

- 必要なデータ及び情報

- 研修実施に係るロジスティック・事務的支援

- ソマリア人アドバイザーに対する職場での安全管理対策支援

(8) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

2015 年-2017 年: ソマリア国若年層雇用に係る情報収集・確認調査

2) 他ドナー等の援助活動: 2. (3)のとおり。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリー分類:C

- ② カテゴリ分類の根拠:「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- ③ 環境許認可:該当なし
- ④ 汚染対策:該当なし
- ⑤ 自然環境面:該当なし
- ⑥ 社会環境面:該当なし
- ⑦ その他・モニタリング:該当なし

2) 平和構築・貧困削減(横断的事項):

紛争が長期化した国の国家建設では、紛争または暴力の連鎖を断つことが最大の課題である。暴力の連鎖を断ち切るためには、市民に安全と正義、及び雇用を提供するための制度・体制が欠かせないことから、本事業を通じて若年層雇用促進のための環境整備を支援することは、同国の安定化並びに国の復興という観点からも重要である。なお、紛争予防配慮の観点から参加者の選定時に際し、地域バランスに配慮する。また、戦略策定の際、連邦政府が地方政府のニーズを反映するよう配慮する。

3) ジェンダー分類:

【対象外】(GI)(ジェンダー主流化・ニーズ調査分析案件)

<活動内容/分類理由>本邦・第三国研修では可能な限り参加者のジェンダーバランスに留意するよう、実施機関に働きかける。

(10) その他特記事項:特になし

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標:ソマリアの人的資本開発に寄与する、若年層の就業能力が強化される。

<指標 1>3,500名以上の若年層がプロジェクト受益者により訓練を受ける。

<指標 2>プロジェクト受益者により訓練を受けた若年層の増加数。80%以上のプロジェクト受益者が若年層向けの技術向上活動を実施する。

2) プロジェクト目標:若年層の就業・起業を取り巻く環境が改善する。

<指標 1>第9次国家開発計画(NDP9)に沿って、若年層雇用と起業に関する政策または戦略計画がソマリア連邦政府によって最終化される。

<指標 2>起業家/中小零細企業を支援する組織のネットワークが確立され、ネットワークへの参加者が増加する。

<指標 3> ToT/ワークショップ参加者の50%以上が、ToT/ワークショップ中に開発された研修ツールを活用して、自ら研修プログラムを実施する。

3) 成果

成果 1. パイロット産業における若年層雇用に関する政策または戦略計画がド

ラフトされる。

<指標 1>NDP9 および国家雇用政策に沿って、パイロット産業における若年層雇用に関する政策または戦略計画の最終ドラフトが作成される。

成果 2. パイロット産業における若年層雇用に関するトレーナー／メンターの知識・能力が向上する。

<指標 1>ToT 参加者の 80%以上が研修の事後試験において事前試験よりも高い点数を取る。

<指標 2>ToT 参加者の 60%以上が、帰国後に研修で学んだ知識・手法を取り入れた研修を実施する

<指標 3>1,000 名以上の若年層が ToT 参加者により訓練を受ける。

成果 3. 起業家／中小零細企業を支援する組織の知識・能力が向上する。

<指標 1>起業家／中小零細企業の支援組織のための研修／ワークショップ参加者の 80%以上が、ビジネスモデル開発における実践的な方法とツールを理解する。

<指標 2>起業家／中小零細企業の支援組織のための研修／ワークショップ参加者の 60%以上が、帰国後に研修／ワークショップで学んだ知識・手法を活用した支援を実施する。

<指標 3>500 名以上の若年層がワークショップ参加者により訓練を受ける。

5. 前提条件・外部条件（リスク・コントロール）

(1) 前提条件

- ・ソマリア連邦政府の優先政策課題が変更されない。
- ・ソマリアの治安状況、特にモガディシュの治安状況が悪化しない。

(2) 外部条件

- ・ソマリア連邦政府の優先政策課題が変更されない。
- ・ソマリアの治安と政治の状況が安定している。
- ・関連する支援組織が存在し続ける。
- ・適切なソマリア側カウンターパート人材が活動に配置される。
- ・ソマリア、特にモガディシュと第三国（研修地）の治安状況が安定している。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

アフガニスタン国「基礎職業訓練プロジェクト」の事後評価では、紛争影響国における事業では、事業完了後の効果継続のための基金を構築することや、NGO や他ドナーと事業完了後に事業の成果を長期的に確保するためのフレームワークを構築することが必要と指摘されている。

(2) 本事業への教訓

本事業では、事業実施段階から若年層雇用の分野で協力を実施している国際機

関等と連携することにより (UN-HABITAT 等と研修での連携や研修後のフォローアップを想定)、事業の持続性を確保するように留意する。また、本事業の中では、支援する起業家／中小零細企業に対して活動資金を提供することは行わないが、世銀や他の国際機関が実施中の事業では企業に対して資金を提供するスキームがある。従って、本事業で支援する起業家／中小零細企業が活動資金を必要とする場合には、これらの他事業と繋ぐことで本事業の継続性の確保に努める。

7. 評価結果

本事業は、ソマリア国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了 3 年後： 事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

事業期間中年 2 回： 合同調整員会における相手国実施機関との合同レビュー

事業終了 6 か月前： 終了前合同調整委員会における相手国実施機関との合同レビュー

以上